

学校の先生
福祉に関わる皆さま
地域の皆さま

知ってください。 ヤングケアラーのこと

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

このような状況にあっても、子ども自身がそれを当たり前だと思っていたり、重荷を背負っていることに気づいていなかったりする子どもがいます。

無理をした生活を送っていても、不安や不満を言い出せない子どもがいます。

誰に相談していいかわからない子どもがいます。・・・そこで、

裏面に
続きます。

学校の先生、福祉に関わる皆さま、地域の皆さまへ

「ヤングケアラー」の子どもたちは、
家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、
学校が休みがちになったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、部活動が出来なかったり、
宿題や勉強をする時間がつくれなかったりするなど、
子どもの権利が侵害されている恐れがあります。
「ヤングケアラー」の子どもが支援を必要とする状態かどうかは、
子どもの状況により異なります。
まずは、子どもの様子を観察した上で、子どもの思いを聴いてください。
子どもは、ヤングケアラーであることを知られたくない場合もあります。
子どもの気持ちに十分配慮した対応を行ってください。
支援が必要と感じた場合は、こども家庭課にぜひご連絡ください。
皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

◇第三者が気づける子どもたちのサイン

●学校で

- ①欠席や遅刻・早退が多い。
- ②忘れ物が多い。
- ③学習やその他の活動に意欲がない。
- ④友だち付き合いがうまくできず、孤立している。

●子どもに関わる機関で

- ①身だしなみが整っていないことが多い。
- ②季節に合わない服装をしている。
- ③受診・服薬ができていない。
- ④生活リズムが整っていない。

●様々な機関で

- ①学校に行っている時間に学校以外の場所で姿を見かける。
- ②家族の介助や付き添いをしている姿をよく見かける。

ヤングケアラーを発見し支援が必要な場合には、

富士市こども家庭課 ☎ 55-2763(直通)、51-0123(代表)

へご連絡ください。対応について一緒に考えさせていただきます。